



保護者の皆様へ

「このお知らせは、令和7年4月に小学校入学予定のお子様がいいらっしゃるご家庭にお送りしています」

令和7年4月小学校入学予定者 就学援助費（新入学用品費）入学前支給のお知らせ

「就学援助費」は、学用品費の支給など、お子様の就学に関する費用の一部を支援する制度です。通常は入学後に申請いただく制度ですが、新入学用品費（64,300円）について、下記対象要件に該当する方は、**令和7年1月17日（金）**までに申請いただければ、入学前に支給を行います。

1. 対象要件

下記（1）～（3）の全てに該当されるご家庭が対象です。

- （1）お子様が令和7年2月に世田谷区在住で、令和7年4月に小学校に入学予定であること。
※令和7年1月末までに世田谷区外へ転出される場合は対象となりません。
- （2）世田谷区の就学援助費以外から同趣旨の給付がされないこと。
※生活保護費や里親委託措置費等の対象となっている場合、各制度から別途給付されます。
- （3）令和5年1月～12月の世帯全員（16歳以上）の合計所得金額が基準額以下であること。

「支給対象基準額」のめやす

上段太字：所得金額、下段（ ）：給与収入

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
基準額 (めやす)	約 281万円 (約406万円)	約 352万円 (約495万円)	約 418万円 (約590万円)	約 443万円 (約620万円)	約 524万円 (約714万円)	約 586万円 (約774万円)
	<p>○所得金額とは、確定申告の場合は令和5年分確定申告書の所得金額等欄の「合計」、給与所得のみの場合は令和5年分源泉徴収票の「給与所得控除後の額」です。</p> <p>○世帯全員とは、対象のお子様を含めた生計を一にする世帯員の方全員です。</p>					

実際の支給対象基準額は、世帯員の年齢等により異なります。なお、支給の可否について事前にお答えすることはできません。

2. 支給金額・支給時期等

- 支給金額 64,300円（対象のお子様お一人につき）
- 支給時期等 申請時にご指定いただいた金融機関口座へ、2月末頃に振り込む予定です。

申請される方は、裏面をご参照ください





3. 手続き方法

世田谷区ホームページからオンラインで申請してください。

世田谷区ホームページ  でページID「15979」を入力

⇒ 4. 電子申請システムへ

※右の二次元コードからもアクセスが可能です。



※オンライン申請が難しい場合は、世田谷区ホームページ（ページID:15849）から「令和7年4月小学校入学予定者 就学援助費受給申請書」を印刷して郵送もしくは、学務課の窓口にお越しください。

提出期限は **令和7年1月17日（金）** です。

※「期限までに申請できなかった」・「期限後に世田谷区へ転入した」方は、**小学校入学後に受付を開始する「就学援助費」を申請してください（入学後の就学援助費は下記「6.注意事項（2）」に記載のとおり一部対象要件が異なります）。**

4. 審査

- (1) 表面記載のとおり、16歳以上の世帯員の方全員の令和5年中の所得により審査を行います。
なお、**所得が無い（少ない）ため申告が不要となっている場合でも、就学援助費を含む一部行政サービスの申請時には申告が必要となります。**確定申告、住民税申告、勤務先からの給与支払報告等のいずれも完了していない場合は、至急お手続きをお願いいたします。
- (2) 同居別居の別に関わらず、原則として配偶者様は同一生計の世帯員として審査します。
世帯の状況について特段のご事情がある場合には、事前に下記問い合わせ先へご連絡ください。

5. 審査結果

支給の可否に関わらず、2月中旬頃に郵送でお知らせします。

6. 注意事項

- (1) 入学前の新入学用品費を希望する場合、お子様のご兄弟が令和6年度の就学援助費を受給していても、本申請が必要です。
- (2) 入学後の就学援助費は、国公立校在籍の方を対象に、令和6年中の合計所得を基にして審査を行うなど、今回の入学前支給とは一部対象要件が異なります。詳細は区のホームページなどで改めてお知らせします（世田谷区立小学校の場合は入学後に学校を通じてお知らせします）。
※入学前の新入学用品費を受給された場合でも、入学後の就学援助費については改めて申請が必要です。

7. 提出・問い合わせ先

〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所第2庁舎5階

世田谷区教育委員会事務局 学務課学事係

電話：03-5432-2686

